福山市上下水道局公告第117号

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項並びに福山市上下水道局契約規程（昭和46年水道企業管理規程第8号）において準用する福山市契約規則（昭和41年規則第13号）第27条の規定により公告します。なお、本件は、広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して開札までの手続を行う電子入札案件であり、事務の取扱いについては、福山市電子入札実施要領を適用します。

また、本件は、開札後に資格の有無を審査する「一般競争入札（ダイレクト型）」により行い、福山市上下水道局条件付一般競争入札事務処理要綱を適用します。

2026年（令和8年）5月8日

福山市上下水道事業管理者　藤　井　康　弘

この工事は、【特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式】、【情報共有システム利用対象工事】及び【専任補助者試行案件（※1）】であり、【総合評価方式（特別簡易型）】、【低入札価格調査制度】及び【自己採点方式】により、落札者を決定するものである。

1 工事名	新涯ポンプ場ポンプ設備取替工事
2 工種	機械器具設置工事
3 工事場所	福山市新涯町二丁目及び新涯町四丁目地内
4 工事概要	ポンプ設備取替工　　一式
5 工事期間	契約締結日から2028年（令和10年）3月31日 まで
6 落札者の決定方法	価格と品質で総合的に優れた調達を促進するため、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価方式により決定する。なお、落札者決定基準は、11（1）から11（3）までで定める。
7 総合評価方式（特別簡易型）による理由	技術的課題も少なく、標準的な施工技術の範囲で対応可能であり、技術的な工夫の余地も極めて少ないことから、同種・類似工事の経験、工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当であるため、「特別簡易型」により実施する。
8 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	1,222,137,000 円

9 共同企業体の結成	
（1） 結成要件	（1）代表構成員（A群）及びその他の構成員（B群）の2者とする。 （2）出資比率の最小限度は30%とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大とする。 （3）各構成員は、同一工事で2以上の共同企業体の構成員となれないものとする。
（2） 共同企業体協定書の提出	2026年（令和8年）6月2日（火）までに、共同企業体協定書（1部）を郵送（配達証明付書留郵便に限る。）により提出するものとする。（同日までに福山市上下水道局経営管理部管財契約課に到達しない場合は、無効とする。）

10 共同企業体の資格要件	代表構成員（A群）	その他の構成員（B群）
（1） 2025年度（令和7年度）及び2026年度（令和8年度）福山市入札参加資格	機械器具設置工事	機械器具設置工事
（2） 建設業の許可別	特定建設業	特定建設業又は一般建設業
（3） 対象工事に係る業種について、建設業の許可を受けた営業所等の所在地	広島県内に本店、支店又は これに準ずるものを有する者	福山市内に本店を有する者
（4） 10（1）の入札参加資格申請時における等級及び経営事項審査総合評定値	指定なし	指定なし
（5） 令第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者であること。		
（6） この公告の日から落札決定の日までにおいて、福山市の指名除外又は指名留保期間中でないこと。		
（7） 福山市に納付すべき市税等（水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び集落排水処理施設使用料を含む。）の滞納がない者であること。		
（8） 施工実績	2011年度（平成23年度）以降に完成・引渡しが完了した、国、地方公共団体、地方公営企業又は地方共同法人日本下水道事業団発注の、ポンプ場（排水機場を含む。）におけるポンプ1基当たりの吐出量が370㎥／分以上のポンプを自ら製作し、設置した工事の元請としての実績があること。	必要なし
（9） 対象工事に係る設計業務等の受注者でない者又は当該受注者と資本面若しくは人事面において次に掲げる事項に該当しない者であること。 ア　当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者 イ　代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている者		
設計業務等の受注者	（株）NJS	
（10） 技術者 （構成員と直接的かつ恒常的（※1）な雇用関係にある者であること。）	対象工事に必要な**監理技術者**としての資格を有する者を**専任**（※1）で配置できる者	対象工事に必要な**監理技術者**又は**主任技術者**としての資格を有する者を**専任**（※1）で配置できる者
（11） 現場代理人	代表構成員（A群）と直接的な雇用関係にある者を工事現場に常駐で配置できる者	

11　総合評価に関する事項	
（1） 落札候補者の決定	入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、価格による失格基準以上である者のうちから提出された技術資料等に基づき、11（2）の総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者として入札参加資格の審査を行い、資格を有すると認めたときは、その者を落札者として決定する。ただし、調査基準価格未満の価格で入札した者のうち、低入札価格調査において当該入札が無効となった者については、落札候補者となることができない。また、落札候補者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札候補者とする。

（2） 総合評価の方法	標準点（100点）に加算点を加えた点数（以下「技術評価点」という。）を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値により評価する。なお、加算点については、評価項目ごとに、共同企業体の構成員に対し、技術資料等の内容に応じて算定（価格以外の評価点の合計を50点換算）され、技術評価点については、共同企業体の構成員それぞれの標準点と加算点を合計した点数を、共同企業体の構成員それぞれの出資比率で乗算した数値を合算したものとする。 ・技術評価点（小数第2位四捨五入）＝代表構成員（A群）の技術評価点×代表構成員（A群）の出資比率＋その他の構成員（B群）の技術評価点×その他の構成員（B群）の出資比率 ・評価値（小数第4位以下切捨て）＝技術評価点／入札価格×100，000，000
（3） 評価項目及び評価基準	別表1による。
（4） 自己採点表	ア 別表1の評価項目について、同表の評価基準及び別表2の技術資料等に基づいて自己採点を行い、自己採点結果を記入した「自己採点表」を12（2）の期間内に電子入札システムにより提出すること。 イ 次の入札は、無効とする。 ・自己採点表を12（2）の期間内に提出しない入札参加者による入札 ・自己採点表に必要事項が記載されていない入札参加者による入札 ウ 提出された自己採点表は、返却しない。 エ 自己採点表の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。 オ 自己採点表の作成に際し、福山市ホームページに掲載する「総合評価方式に係る「自己採点方式」実施マニュアル」を確認し、その内容を遵守すること。
（5） 技術資料等	ア 開札後に、発注者から技術資料等の提出依頼を受けた者は、別表2による技術資料等を作成し、持参により12（3）に提出するものとする。 イ 次の入札は、無効とする。 ・技術資料等を依頼時に指定した期間内に提出しない入札参加者による入札 ・技術資料等に必要事項が記載されていない入札参加者による入札 ウ 提出された技術資料等は、返却しない。 エ 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

12 開札までの日程

（1） 入札書受付期間（電子入札）	2026年（令和8年）6月3日（水） から 同月4日（木） 9時から16時まで
（2） 自己採点表提出期間（電子入札）	2026年（令和8年）6月3日（水） から 同月4日（木） 9時から16時まで ※入札時に「工事費内訳書」とともに、電子入札システムに添付して提出すること。
（3） 技術資料等提出先	福山市上下水道局経営管理部管財契約課（084－928－1503） 福山市古野上町15番25号 福山市上下水道局2階
（4） 質問書提出期限	2026年（令和8年）6月1日（月）
（5） 質問書提出先	福山市上下水道局施設部施設整備課（084－955－1180） 福山市御幸町中津原158番地 中津原浄水場 水質管理センター2階
（6） 質問書の回答期限及び方法	2026年（令和8年）6月2日（火） 福山市ホームページに掲載
（7） 開札日時（立会は、任意）	2026年（令和8年）6月5日（金） 9時30分
（8） 開札場所	福山市上下水道局中会議室（福山市古野上町15番25号 福山市上下水道局 2階）
（9） 低入札価格調査	評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格未満であったときは、低入札価格調査資料の提出依頼をするので、指定する日時までに次の様式を持参により提出すること。なお、提出がない場合は、当該入札を無効とする。 ・低入札価格調査書類提出書（様式第1号） ・低入札価格調査制度用工事費内訳書（様式第2号） ・労務賃金調書（様式第3号）
（10） 低入札価格調査書類の提出先	上記12（3）に同じ。
（11） 資格要件確認書類 【入手先】福山市ホームページ	落札候補者には、電子入札システムで資格要件確認書類の提出を依頼するので、指定する日時までに次の書類を電子入札システムに添付して送信すること。 「資格要件確認書類提出書」、「施工実績調書（資格要件を確認できる資料を添付）」、「技術者の資格・工事経験調書（資格要件を確認できる資料を添付）」、「誓約書」、「建設業の許可証明書又は通知書の写し」及び「経営事項審査総合評定値通知書の写し（有効期限内で最新のもの）」

13 設計図書等

（1） 設計図書等確認期間	2026年（令和8年）5月8日（金） から 同年6月2日（火） まで
（2） 設計図書等の確認方法	福山市ホームページで確認してください。
（3） 福山市ホームページアドレス	https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/
（4） 問合せ先	
総合評価に関するもの	上記12（3）に同じ。
設計図書等に関するもの	上記12（5）に同じ。

14 その他の入札条件及び留意事項

※1 入札金額（税込）が4，500万円（建築一式工事は9，000万円）未満である場合は適用しません。	
（1）	福山市電子入札実施要領、福山市上下水道局建設工事総合評価方式試行要綱、福山市上下水道局建設工事低入札調査基準価格事務取扱要領及び福山市上下水道局建設工事共同企業体取扱要綱を確認の上、福山市上下水道局が定める入札条件・入札心得に従うこと。
（2）	落札者となったときは、あらかじめ届け出た現場代理人及び技術者を配置すること。
（3）	上記10（8）施工実績欄における元請については、共同企業体の構成員としての施工にあっては、代表構成員の場合に限るものとする。
（4）	本工事の調査基準価格の算出に当たっては、最低制限価格の算出に係るプラント設備工事及び建築関連工事の算定式を適用するものとする。

別表1

評価項目及び評価基準（特別簡易型）【機械器具設置工事】

	評価項目	評価内容	評価基準	配点
価格以外の評価点	１　企業の施工能力	(1)過去１５か年度の同種・同規模以上の工事の施工実績（１件）	過去１～５か年度に同種・同規模の２倍以上の工事の施工実績あり	６．０
			過去６～１０か年度に同種・同規模の２倍以上の工事の施工実績あり	５．０
			過去１１～１５か年度に同種・同規模の２倍以上の工事の施工実績あり	４．０
			過去１～５か年度に同種・同規模以上の工事の施工実績あり	４．０
			過去６～１０か年度に同種・同規模以上の工事の施工実績あり	３．０
			過去１１～１５か年度に同種・同規模以上の工事の施工実績あり	２．０
			同種・同規模以上の工事の施工実績なし	０．０
		(2)過去１０か年度の同一工種の工事成績評定点３件の平均点	８５点以上	１０．０
			６５点以上８５点未満 （１０．０×（平均点（小数第２位四捨五入）－６５）／２０） （小数第２位四捨五入）	１０．０ ～０．０
			６５点未満	０．０
		(3)過去３か年度における当該工種での福山市（上下水道局含む。）建設工事優良成績者表彰実績	表彰実績あり	１．０
			表彰実績なし	０．０
		小　　計		１７．０
	２　配置予定技術者の能力	(1)保有する資格 （※）	技術士又は監理技術者	２．０
			その他	０．０
		(2)過去１５か年度の同種・同規模以上の工事の主任（監理）技術者としての従事経験（１件） （※）	過去１～５か年度に同種・同規模の２倍以上の工事の従事経験あり	４．０
			過去６～１０か年度に同種・同規模の２倍以上の工事の従事経験あり	３．３
			過去１１～１５か年度に同種・同規模の２倍以上の工事の従事経験あり	２．７
			過去１～５か年度に同種・同規模以上の工事の従事経験あり	２．７
			過去６～１０か年度に同種・同規模以上の工事の従事経験あり	２．０
			過去１１～１５か年度に同種・同規模以上の工事の従事経験あり	１．３
			同種・同規模以上の工事の従事経験なし	０．０
		(3)過去１０か年度の同一工種の工事成績評定点３件の平均点 （※）	８５点以上	６．０
			６５点以上８５点未満 （６．０×（平均点（小数第２位四捨五入）－６５）／２０） （小数第２位四捨五入）	６．０ ～０．０
			６５点未満	０．０
		(4)継続教育（ＣＰＤ）の取組状況 （※）	建設系ＣＰＤ協議会の加盟団体の行う継続教育の取得単位が基準以上である	１．０
			取得しているが基準未満である	０．５
			取得していない	０．０
		(5)過去３か年度における当該工種での福山市（上下水道局含む。）建設工事優良成績者表彰実績 （※）	表彰実績あり	１．０
			※上記の実績が過去３か年度において２回以上ある場合は１点を加算する	１．０
			表彰実績なし	０．０
		(6)若手技術者の配置	４０歳以下の技術者を配置している	２．０
			４０歳以下の技術者を配置していない	０．０
		小　　計		１７．０
	３　地域精通性	(1)工事場所と本店の位置関係	工事施工場所と同一の小学校区等	３．０
			工事施工場所と同一の地域（Ａ～Ｆ）で隣接する小学校区等	２．５
			工事施工場所と同一の地域（Ａ～Ｆ）	２．０
			工事施工場所と他地域の隣接する小学校区等	１．０
			その他	０．０
		小　　計		３．０
	４　企業の社会貢献度	算出式は次のとおりとする。 ３．０×企業の社会貢献度（下記合計点）／７　（小数第２位四捨五入）		３．０ ～０．０
		(1)障がい者の雇用状況	障がい者雇用率が法定基準以上である	１．０
			障がい者雇用率が法定基準未満であるが１人以上雇用している	０．５
			雇用していない	０．０
		(2)次世代育成支援の取組状況	取り組んでいる	１．０
			取り組んでいない	０．０
		(3)男女共同参画の取組状況	建設工事に係る女性の技術者を１人以上雇用している	１．０
			雇用していない	０．０
		(4)ふくやまワーク・ライフ・バランス認定の有無	認定あり	１．０
			認定なし	０．０
		(5)福山市災害応急対策協力事業者登録の有無	登録あり	１．０
			登録なし	０．０
		(6)建設業労働災害防止協会への加入の有無	加入している	１．０
			加入していない	０．０
		(7)協力雇用主登録の有無	登録あり	１．０
			登録なし	０．０
		小　　計		３．０
	合　　計			４０．０
標準点（基礎点）	１００点			
加算点	評価項目ごとに、共同企業体の構成員に対し、技術資料等の内容に応じて加算点を与えるものとする。（価格以外の評価点の合計を５０点換算）			
技術評価点	技術評価点は、共同企業体の構成員それぞれの標準点と加算点を合計した点数を、共同企業体の構成員それぞれの出資比率で乗算した数値を合算したものとする。 代表構成員（Ａ群）の技術評価点＝標準点（１００点）＋加算点 その他の構成員（Ｂ群）の技術評価点＝標準点（１００点）＋加算点 技術評価点（小数第２位四捨五入）＝代表構成員（Ａ群）の技術評価点×代表構成員（Ａ群）の出資比率 ＋その他の構成員（Ｂ群）の技術評価点×その他の構成員（Ｂ群）の出資比率			
評価値	技術評価点／入札価格×１００，０００，０００　（小数第４位以下切捨て）			

※　専任補助者を配置する場合は、専任補助者を評価するものとします。
ただし、入札金額（税込）が４，５００万円（建築一式工事は９，０００万円）未満の場合は、専任補助者の配置は出来ません。

（備考）

１(1)	・過去１５か年度※1（今年度は、含まない。）に元請として完成・引渡しが完了した工事である。 ・同種・同規模以上の工事とは、ポンプ場（排水機場を含む。）におけるポンプ１基当たりの吐出量が４５６㎥／分以上のポンプを自ら製作し、設置した工事である。 ・同種・同規模の２倍以上の工事とは、上記工事の内、ポンプ１基当たりの吐出量が９１２㎥／分以上のポンプを自ら製作し、設置した工事である。 ・共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員の場合に認める。 ・本市（上下水道局及び市民病院を含む。１(2)、１(3)、２(2)、２(3)及び２(5)において同じ。）及び他の公共発注機関（国、地方公共団体、地方公営企業又は地方共同法人日本下水道事業団。２(2)において同じ。）のものを実績として認める。
１(2)	・過去１０か年度※1（今年度は、含まない。）に完成・引渡しが完了した最終契約金額が５００万円以上の機械器具設置工事に係る工事成績評定点の成績上位工事３件の平均点である。 ・対象工事は、本市、福山地区消防組合、広島県及び国土交通省中国地方整備局の工事とする。 ・共同企業体の構成員としての成績は、出資比率２０％以上の場合に認める。 ・過去１０か年度※1（今年度は、含まない。）において、３件に満たない場合は、残りの件数を全て６５点とする。また、添付資料で記入内容が確認できない工事についても６５点として取り扱うものとする。
１(3)	・過去３か年度※1（今年度は、含まない。）に、機械器具設置工事で表彰された実績であり、表彰日を基準とする。 ・対象工事は、本市発注の工事とする。
２(1)※2	・「技術士」とは、技術士法（昭和５８年法律第２５号）に基づく資格であり、第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者である。 ・「監理技術者」とは、建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下同じ。）に規定する機械器具設置工事に必要な監理技術者としての資格を有することが確認できる監理技術者資格者証（有効期限内のもの）の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して５年を経過しない者である。
２(2)※2	・過去１５か年度※1（今年度は、含まない。）に元請の主任（監理）技術者として従事し、完成・引渡しが完了した工事である。 ・同種・同規模以上の工事とは、ポンプ場（排水機場を含む。）におけるポンプ１基当たりの吐出量が４５６㎥／分以上のポンプを自ら製作し、設置した工事である。 ・同種・同規模の２倍以上の工事とは、上記工事の内、ポンプ１基当たりの吐出量が９１２㎥／分以上のポンプを自ら製作し、設置した工事である。 ・共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員の場合に認める。 ・本市及び他の公共発注機関のものを実績として認める。 ・従事経験について、途中交代のものは、認めない。
２(3)※2	・過去１０か年度※1（今年度は、含まない。）に完成・引渡しが完了した元請の主任（監理）技術者として従事した最終契約金額が５００万円以上の機械器具設置工事のうち、成績上位工事３件の平均点である。ただし、途中交代のものは、認めない。 ・対象工事は、本市、福山地区消防組合、広島県及び国土交通省中国地方整備局の工事とする。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合に認める。 ・過去１０か年度※1（今年度は、含まない。）において、３件に満たない場合は、残りの件数を全て６５点とする。また、添付資料で記入内容が確認できない工事についても６５点として取り扱うものとする。
２(4)※2	・建設系ＣＰＤ協議会の加盟団体が行う継続教育（ＣＰＤ）である。
２(5)※2	・過去３か年度※1（今年度は、含まない。）に、機械器具設置工事の元請の主任（監理）技術者として表彰された実績であり、表彰日を基準とする。 ・対象工事は、本市発注の工事とする。
２(6)※2	・４０歳以下の技術者とは、開札日の前日において、４０歳以下であり、直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者である。
３(1)	・工事施工場所と同一の小学校区等とは、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則に定める「新涯小学校」の通学区域である。 ・工事施工場所と同一の地域（Ａ～Ｆ）とは、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱別記２に定める「Ｆ地域」である。 ・工事施工場所と同一の地域（Ａ～Ｆ）で隣接する小学校区等とは、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則に定める「多治米小学校」、「川口小学校」、「曙小学校」及び「箕島小学校」の通学区域である。 ・工事施工場所と他地域の隣接する小学校区等とは、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則に定める「水呑小学校」の通学区域である。
４(1)	・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）により義務付けられている障がい者雇用率は「２．５％」である。
４(2)	・次のいずれかに該当する場合に評価する。 ア　次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）に基づく一般事業主行動計画の認定を受けている。（厚生労働省各都道府県労働局） イ　「仕事と家庭の両立支援企業」として登録し、登録証の交付を受けている。（広島県） ウ　就業規則に育児休業制度を規定している。
４(3)	・技術者とは、建設業法（昭和２４年法律第１００号）に規定する技術者である。（建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第４０条に規定する技士補は除くものとする。）実務経験にあっては、経営事項審査申請時に提出する「技術職員名簿」に記載されている者とする。
４(4)	・ふくやまワーク・ライフ・バランス認定（経済環境局経済部産業振興課所管）とは、仕事と家庭の両立の支援など男女共同参画の推進に取り組む事業者等の認定である。
４(6)	・建設業労働災害防止協会とは、労働災害防止団体法（昭和３９年法律第１０８号）に基づき厚生労働大臣が許可した団体である。
４(7)	・協力雇用主登録とは、犯罪や非行をした人の雇用に協力するための保護観察所への登録である。（法務省保護局）

※1　「年度」とは、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年間の期間である。なお、今年度とは２０２６年度（令和８年度）のことであり、２０２６年（令和８年）４月１日から２０２７年（令和９年）３月３１日までの１年間である。

※2　配置予定技術者とは、公告本文１０（１０）の技術者として本工事に配置される予定の技術者のことであり、総合評価の技術資料等に記載して提出した者から変更することは、原則として認めないものとする。

別表２　総合評価の技術資料等に関する書類

項目	様式		備考
自己採点表	総合評価方式（特別簡易型）【自己採点表】（機械器具設置工事）		
１　提出書類目録	(1) 技術資料等書類目録	（様式２－１号）	
２　企業の施工能力に関する書類	(1) 同種・同規模工事の施工実績調書	（様式２－２号）	他の発注機関によるものについては，施工実績が確認できる書類を添付すること。
	(2) 同一工種の元請としての実績工事の成績評定点	（様式２－３号）	成績上位工事３件について記載すること。
	(3) 同一工種の元請としての福山市建設工事優良成績者表彰実績調書	（様式２－４号）	表彰された実績について記載すること。
３　配置予定技術者の能力に関する書類	(1) 同種・同規模工事の主任（監理）技術者としての従事経験調書	（様式２－５号）	他の発注機関によるものについては，従事経験が確認できる書類を添付すること。
	(2) 同一工種の主任（監理）技術者としての経験工事の工事成績評定点	（様式２－６号）	成績上位工事３件について記載すること。
	(3) 継続教育の取組状況調書	（様式２－７号）	学習履歴が確認できる書類を添付すること。
	(4) 同一工種の主任（監理）技術者としての福山市建設工事優良成績者表彰実績調書	（様式２－８号）	表彰された実績について記載すること。
	(5) 配置若手技術者調書	（様式２－９号）	配置する若手技術者について記載すること。
４　企業の社会貢献度に関する書類	(1) 障がい者雇用申告書	（様式２－１０号）	障がい者雇用状況報告書等を添付すること。
	(2) 次世代育成支援等の取組状況調書	（様式２－１１号）	・厚生労働省各都道府県労働局長の認定通知書，広島県が交付する「仕事と家庭の両立支援企業」の登録証又は労働基準監督署に届出済みの就業規則の写し等を添付すること。 ・資格を証する書類及び雇用関係を証する書類を添付すること。 ・建設業労働災害防止協会へ加入していることを証するものの写しを添付すること。